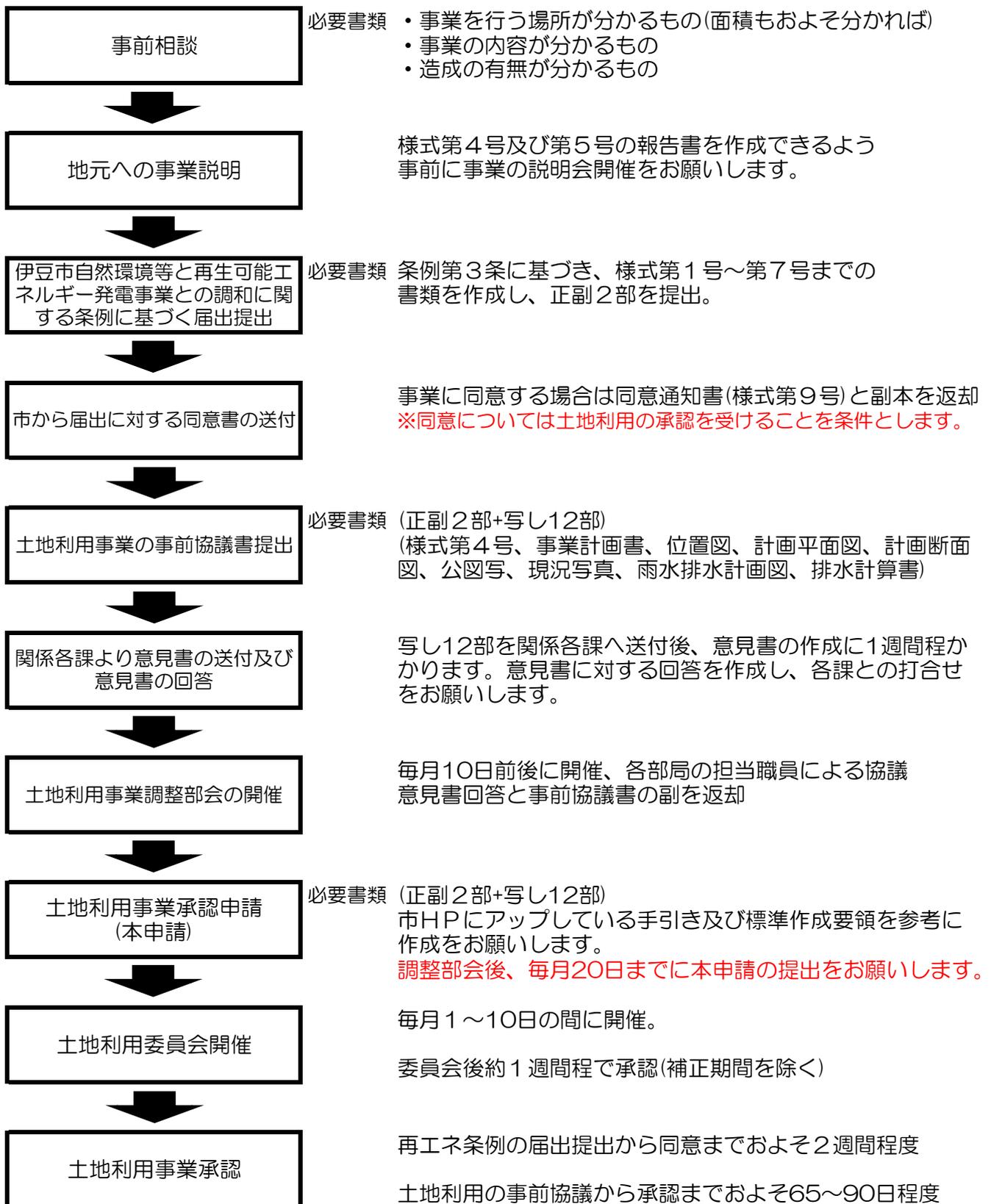


<再生可能エネルギー発電事業の土地利用申請フローチャート>



※土地利用事業の承認は行政指導の一環であり法的拘束力はありません。法律に基づく「許可」ではない点をご理解ください。

その後、道路・河川占用許可、農地転用許可、林地開発許可等の法律に基づく許可等取得し、工事着手届の提出をお願いします。
また、工事完了後には工事完了届の提出の後に、事業の完了確認を行います。